

令和6年度認可保育園等申込みに関する確認書

※確認事項をお読みになり、該当する全ての口にチェックの上、裏面に署名をお願いします。

認定申請、入園の申込みについて		
1	申込み前に「保育園入園のご案内」を読み、内容を理解しました。	<input type="checkbox"/>
2	入園申込みに必要な書類を全てそろえて提出します。記載内容に虚偽はありません。(虚偽があった場合、申請は無効となります)	<input type="checkbox"/>
3	保育が必要な事由に該当することを確認し、入園申込みをしました。	<input type="checkbox"/>
4	希望園は、空き状況にかかわらず、自宅から保育園までの距離や時間をよく検討した上で、通いたい順番で希望順位を決めました。	<input type="checkbox"/>
5	申込み後に、仕事や家族構成その他申込内容に変更があった場合は、速やかに担当支所へ連絡の上、必要な書類を提出します。(申込締切日までに提出されないと合計指数には反映されません。)	<input type="checkbox"/>
6	住民税情報が確認できない場合は、港区保育利用調整基準の優先順位で不利になる場合があります。(住民税の申告をしていない場合は、申告が必要です。)	<input type="checkbox"/>
7	提出書類の内容等について、電話や訪問などにより保護者や勤務先等へ確認することがあります。	<input type="checkbox"/>
8	内定又は入園決定後に申込内容に変更があったことが判明した場合は、内定や入園決定が取消しになる場合があります。	<input type="checkbox"/>
9	申込み後に保育の必要がなくなった場合は、速やかに保育等申込取下届を提出します。	<input type="checkbox"/>
10	提出いただいた書類で保護者の状況が分からず、追加の書類の提出を求められた場合は、指定の期日までに提出します。	<input type="checkbox"/>
11	申込書の有効期限は、入園希望月の属する年度の末日までです。ただし、求職、出産、就学の場合は認定の有効期限を限度とします。翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度申込みが必要です。	<input type="checkbox"/>
12	令和5年度1月～3月入園と令和6年度4月入園の申込みを同時にし、令和5年度1月～3月に内定・入園した場合は、令和6年度4月入園の利用調整の対象になりません(ただし、待機児童向け居宅訪問型保育事業を除く)。	<input type="checkbox"/>
利用調整について		
13	指数は利用調整会議で決定します。	<input type="checkbox"/>
14	港区保育利用調整基準により、世帯の合計指数の高い方から、空きのある希望園に内定していくことを理解しました。	<input type="checkbox"/>
15	入園が内定した場合、入園月を変更することはできません。	<input type="checkbox"/>
16	入園月の前月末までに園医の健康診断と保育園の面接が完了しない場合は、内定取消しになります。	<input type="checkbox"/>
17	内定を辞退する場合は、定められた期限までに内定辞退届を提出します。第一希望の園を辞退又は期限を過ぎて内定辞退届を提出された場合は待機通知書は発行されません。	<input type="checkbox"/>
18	内定しなかった場合は、初回の申込み時のみ待機通知書を発行します。申込みの有効期間中は、調整会議の対象になります。	<input type="checkbox"/>
19	障害や疾病、発達の遅れなど気になることがあるお子さんについては申込みされた保育園の状況により利用調整させていただくことがあります。また、利用申込み時に上記の申し出がなく、内定後に判明した場合は内定取消しになる場合があります。	<input type="checkbox"/>
入園後について		
20	認定の内容が変更になる場合は、入園後に配布されるリーフレットを参照し、担当支所又は保育園へご連絡の上、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼子育てのための施設等利用給付認定変更申請書」と必要書類を提出します。	<input type="checkbox"/>
21	保育が必要な事由に該当しなくなった場合は、退園となります。	<input type="checkbox"/>
22	保育が必要な事由の確認のために、年1回現況届の提出が必要です。提出の方法は区からお知らせします。必ず期限内に必要な書類を提出してください。事由の確認ができない場合は保育園の利用ができなくなります。	<input type="checkbox"/>
23	保育料決定に必要な住民税に関する資料の提出若しくは申告を区が指定する期限までにしなかった場合は、保育料が最高階層で決定されます。	<input type="checkbox"/>
24	保育料は、区市町村住民税所得割課税額で決定するため、収入のない方でも必ず区市町村住民税の申告をしてください。	<input type="checkbox"/>
25	「求職」を認定事由とした在園期間は3か月以内です。この期間中に就労を開始し、就労証明書等の書類の提出がない場合は、退園となります。 「出産」を認定事由とした在園期間は出産予定月の2か月前(多胎児の場合、出産予定月の4か月前)から、出産日の翌日から数えて57日目の属する月末までです。 「就学」を認定事由とした在園期間については、就学期間の終了(卒業)までです。	<input type="checkbox"/>
26	次のいずれかに該当した場合は、退園になることを理解しました。 ①幼稚園、インターナショナルスクール・企業主導型保育事業所等に入園する場合 ②退職等により家庭でお子さんを保育できるようになった場合 ③港区外に転出し、港区内に勤務地がない場合 ④3か月を超えて保育園を休んだ場合(ただし、在園児の病気やけが又は弟や妹の出産を伴う休園をする場合を除く) ⑤月初から月末まで保護者のいずれかが、申込児童の育児休業を再び取得する場合	<input type="checkbox"/>
27	転出後も保護者のいずれかが港区に勤務先があり、転出月に転出先の自治体から申請があった場合のみ、継続在園が可能です(ただし、育児休業中、求職活動中、就労内定及び居宅訪問型保育事業は継続不可)。勤務地が港区にない場合は、転出した月の末日で退園となります。	<input type="checkbox"/>
28	お子さんの入院やけがで月の初めから1か月以上保育園を休園する場合は診断書を、下の子の出産に伴い月の初めから1か月以上保育園を休園する場合は母子手帳のコピーを添付の上、前月末までに申請していただければ、保育料を免除することができます。お子さんの病気やけが又は下の子の出産以外の家庭の事情で休園する場合、保育料は免除することができません。	<input type="checkbox"/>
29	保育料等は、必ず毎月月末の指定された期日までに支払います。(毎月1日に在園している限り、1か月分の保育料がかかります。)	<input type="checkbox"/>

裏面に続きます。また、日付および署名も必ずご記入をお願いします。

申込み児童に就学前の兄弟姉妹がいる方はお読みください。

兄弟姉妹について当てはまるものにチェックをしてください。		
1	① 兄弟姉妹が幼稚園等に在園中もしくは入園予定(入園予定月: 月)	<input type="checkbox"/>
	② 兄弟姉妹が現在保育園に在園中だが、幼稚園等に入園予定(入園予定月: 月)	<input type="checkbox"/>
	③ ①②どちらにも該当しない(保育園の在園を継続する予定の方や兄弟姉妹同時に入園申込みをしている方)	<input type="checkbox"/>
2	すでに在園している兄弟姉妹が幼稚園等に入園予定(手続き予定を含む)の方は申請時にお知らせください。お知らせがなく、内定したお子さんが入園する前に、在園しているお子さんが退園する場合は、入園前のお子さんの内定は取消しになります。	<input type="checkbox"/>
3	同時に内定が決まった兄弟姉妹のうち、1人でも内定辞退をした場合は、内定辞退していないお子さんの内定は取消しになります。	<input type="checkbox"/>

待機児童向け居宅訪問型保育事業に申込みをされた方はこちらをご記入ください。

1	本事業は認可保育園等への入所を約束するものではありません。	<input type="checkbox"/>
2	本事業は、認可保育園等の申込みを希望園を2園以上記載したが、非内定となった児童が対象となります。そうでない方の本事業のみの申込みは無効です。	<input type="checkbox"/>
3	認可保育園等の利用調整後、非内定となり利用要件を満たす方を対象に、本事業の利用調整を実施します。	<input type="checkbox"/>
4	翌年度4月以降の入園を引き続き希望する場合は、再度入園申込みの手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>
5	本事業利用開始後、認可保育園等に内定が出た場合は利用終了となり、翌月1日から内定の出た園へ入園します。	<input type="checkbox"/>
6	内定の出た認可保育園等を辞退した場合及び認可保育園等の内定が取り消された場合は、本事業の申込みは無効となります。また、本事業を利用されている場合は利用終了となります。	<input type="checkbox"/>
7	申込みにあたり、自宅はシッターと児童が1対1で保育できる環境(保護者と完全に分離されている環境)にあります。 ※保護者と児童が同じ居室、又は保護者と児童が保育中に出会う環境では保育は受けられません。	<input type="checkbox"/>
8	ベビーシッターについて、次の4点を理解して申込みます。 ①1日につき数名のベビーシッターが入れ替わりで保育にあたる場合があります。 ②ベビーシッターの指名はできません。 ③1日の保育内容についてはベビーシッターに一任されます。送迎やお散歩等の指示はできないことを理解して申込みます。 ④父又は母が育児休業を取得する場合、育児休業の開始日の前日で本事業は利用終了となります。	<input type="checkbox"/>
9	本事業の利用調整や利用等にあたり、各総合支所区民課保健福祉係に提出した認可保育園等申込みに必要な書類の内容を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

育児休業明け入所予約制度に申込みをされた方はこちらをご記入ください。

1	同一指数で入所予定数を越えた場合は、抽選により入所者を決定します。	<input type="checkbox"/>
2	就労証明書に、お子さんの1歳の誕生日前日以降かつ誕生月中に復職することが記載されていることを確認した上で申込みます。	<input type="checkbox"/>
3	不承諾の場合、復職予定日を早めて入園を希望する月を変更する場合は担当支所に申込みしてください。	<input type="checkbox"/>
4	令和6年4月の入所申込みをしていません。	<input type="checkbox"/>
5	育児休業明け入所予約制度を利用して認可保育園等に入園した場合は、子どもの1歳の誕生日前日以降かつ入所月中に復職し、その事実を証明するため、復職後2週間以内に復職証明書を提出します。 ※お子さんが1日生まれて誕生月前月の入所予約を申し込む場合は、1歳の誕生日前日の復職が必要です。	<input type="checkbox"/>

保護者のいずれもが、本確認書の事項について全て確認し、同意しました。

年 月 日

保護者署名 父 _____ 母 _____

育児休業中に申請する方にお伺いします。

育児休業の延長を希望される場合、入園選考において選考順位が最下位となります。(希望園に空きがあったとしても、内定とはなりません)
育児休業の延長を希望しますか?(該当する方に○をお願いします)

はい(入所を希望しないとみなします) ・ いいえ

年 月 日 育児休業取得者署名 _____

第3号様式(第6条関係)

復職同意書(育児休業・その他の休業等から復職予定の方はご記入ください)

※下記事項を必ず全てお読みになり、口にチェックをし、同意の上ご署名をお願いします。

番号	同意事項	
1	私は、認可保育園等に入園した場合は、入園月中に復職し、その事実を証明するため、復職日から2週間以内に復職証明書を提出します。	<input type="checkbox"/>
2	復職予定の勤務先に復職しなかった場合は、内定取消しとなることに同意します。	<input type="checkbox"/>
3	申請時の条件で復職しない場合は、内定取消し及び保育園を退園することに同意します。	<input type="checkbox"/>
4	復職時に1日2時間を超える育児短時間勤務制度の利用や、制度利用後の勤務時間が1日6時間を下回る場合、短日数で勤務(復職)する場合は、復職後の勤務時間で指数を判断します。	<input type="checkbox"/>
5	復職後、月初から月末まで申込児童の育児休業を再取得すると退園となることに同意します。	<input type="checkbox"/>
<p>復職する勤務先 _____ 氏名(復職予定の保護者が署名してください)</p> <p>復職予定日:(年 月 日) 復職後の就労時間: 月(日)、一日(時間)</p>		